

岐阜県環境影響評価審査会地質委員会 議事録（概要版）

- 1 日時：平成28年8月8日（月） 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場所：岐阜県議会 西棟3階 第1会議室
- 3 議題：「ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質状況について」及び「岐阜県内月吉鉱床北側の約3km区間における発生土等の管理示方書」について
- 4 出席者：永瀬委員、北田委員、山澤委員、廣岡委員、神谷委員、奥村委員、吉田専門調査員
関係市町担当者13名、県関係課等担当者13名、事務局7名、傍聴者9名
- 5 議事：当該事業に係る環境影響評価の手続きについて事務局から説明。
「ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質状況について」及び「岐阜県内月吉鉱床北側の約3km区間における発生土等の管理示方書」並びに意見概要及びそれに対する事業者の見解について事業者から説明。
その後、質疑応答を実施。

<事業者による説明の内容>

- ・「ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質状況について」に基づき、事業者が実施したボーリング調査、放射能検層、ウラン濃度分析について結果を説明。また、事業者が実施した調査結果と旧動燃のボーリングデータ等から作成した地質縦断面図を用いて、把握した地質状況を説明。
- ・「ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質状況について」に対する意見概要及びそれに対する事業者の見解について説明。
 - 工事に当たっては、別途定める「岐阜県内月吉鉱床北側の約3km区間における発生土等の管理示方書」のとおり、発生土のウラン濃度を把握していくほか、切羽の状況を観察し地質を記録することや、必要により先行ボーリング等により地質状況の把握に努める。
- ・「岐阜県内月吉鉱床北側の約3km区間における発生土等の管理示方書」に基づき、発生土のウラン濃度、トンネル湧水のウラン濃度、敷地境界における放射線量とラドン濃度について、管理値や管理値を超過した場合の対応等について説明。また、管理値を長期間連続して超過した場合などは、工事の一時中止を指示することとし、工事の一時中止から再開までの手順を説明。
- ・「岐阜県内月吉鉱床北側の約3km区間における発生土等の管理示方書」に対する意見概要及びそれに対する事業者の見解について説明。
 - 敷地境界における放射線量及びラドン濃度の測定箇所について、工事ヤードの4角において測定する。
 - 敷地境界における放射線量またはラドン濃度の管理値が超過した場合の対応として、工事ヤード内の発生土に覆土等の措置を施しても、再測定値に変化が見られない場合には、実際の原因に応じて適切に対応する。
 - 工事ヤードの排水方法について、発生土仮置き場からの排水とそれ以外の工事ヤード排水を分けて処理する。発生土仮置き場からの排水は、濁水処理設備にて濁水処理、中和処理を行った後、放流槽で検査を行い、場外へ排出する。それ以外の工事ヤード排水は、ヤード排水集水ますに集め、放流槽で検査を行った後、場外へ排出する。
 - 発生土のサンプル採取方法について、複数点採取したものを混合し、1サンプルとすることとしている。採取したサンプルの混合については、全体をよく代表するサンプルが採取されるようにする。
 - トンネル湧水の測定頻度の考え方について、1日1回サンプルを採取し、1週間分のサンプル

ルを1サンプルとし1週間に1回濃度分析を行う。また、花崗岩と土岐夾炭累層の境界付近を掘削する際には、状況に応じて1日1回濃度分析を行う。

- 発生土置場について、発生土置き場造成後及び状況に応じて当該地における大気中のラドン濃度及び放射線量を確認する。
- 発生土の管理値を超過した場合について、最終処分が決定するまで仮置場において管理することとしている。管理値を超過していないことが判明するまで、発生土を仮置場から搬出しないことを明確にする。
- ウラン濃度の管理値を超過した要対策土について、遮水及び線量を管理値以下に抑える封じ込め処理を行う。方法としては、自社用地内における封じ込めなどを考えているが、最終処分の詳細な場所や方法等については、専門家に相談のうえ、関係する機関と協議して決定する。
- 測定結果について、地元自治会にお示しすることを考えているが、詳細については、今後相談の上決定していく。

<質疑応答の内容>

【委員長】

ただいま事業者の方から、ご説明いただきましたが、まずは前半の地質に関する資料2と資料3に関しまして、ご質問あるいは意見のある方お願いします。

【委員】

今回は、物理探査のデータのご説明がなかったのですが、それについて説明はないでしょうか。直接ウラン鉱床とは関係ないかもしれませんが、資料2の18ページの断面図では、斜坑口から200m入ったところに断層が書いてあります。また、補足資料43ページの一番下の地質推定断面図では、点線で断層を推定しているのですが、これは同じ断層のことを示しているのですか。資料2ですと推定でなく、実際にあるという実線の断層になっており、その整合性が気になりましたので、どのように解釈しているのかということが1つ目の質問です。もう1つの質問は、補足資料5ページ目の調査位置図について、今回東海旅客鉄道株式会社が追加で行った美佐野鉱床付近の赤丸のJRボーリング調査位置（ウラン分析有）についての説明はありますか。ここは、花崗岩が直接露出している場所なので、堆積岩はほとんど出ていないとは思いますが、その2点を確認させてください。

【事業者】

資料2の18ページの断層の位置は現地の踏査等から確認をしております。これは、本線ではなく、南垣外非常口から本線までの斜坑の部分で、補足資料5ページで全体を示した地質断面図とは違うところの断面ということになります。ここは、現地の状況、現地踏査の結果から断層があるということは、ほぼ間違いないだろうと推定したということでございます。

【委員】

あと、物理探査のデータの説明に関してはいかがでしょうか。

【事業者】

物理探査の結果につきましては、資料2の別添に示しておりますが、弾性波探査、電気探査を行い、それらの探査結果とボーリング調査の結果と合わせて推定して、地質の状況を把握したということでございます。

【委員】

物理探査も、どの精度でどれくらいやるかによりますが、花崗岩の基盤の起伏が非常に激しいので、あまり急激な変化だからといって、むやみやたらに断層を引くというのは誤解の元になるかもしれませんので、実際に掘削の際には、地質の状況を把握されつつ進めていただきたい。

【事業者】

毎日確認し、地質を把握しながら掘削を行っていきたいと考えております。

【委員】

あと、美佐野鉱床の付近のボーリングについてはいかがでしょうか。

【事業者】

美佐野鉱床の付近で赤丸を付けている地点のボーリング結果としては、表土の付近は盛土になっておりますが、そこから下の部分では全て花崗岩が分布しているという結果が得られております。また、深さ57.5mと60mのところではウラン濃度分析を行っており、それぞれの値が5.7ppmと2.0ppmとなっております。放射能検層のピークの高いところの分析結果が5.7ppmのところとなります。なお、ページのハッチはトンネルが通る高さの位置を示しております。

【委員】

わかりました。

【委員長】

今日、欠席の委員からコメントを頂いておりますので、事務局の方からお願いします。

【事務局】

委員からは、「東濃地方の地質の状況は過去の調査により良く把握されており、過去の文献や独自の調査により、ウラン鉱床が生成されやすいとされる窪んだ花崗岩の上層に土岐夾炭累層が堆積した地層は、この約3km区間以外には見られないとした報告については妥当である」とのコメントをいただいております。

【委員長】

ありがとうございます。地質に関して、他にご意見ございませんでしょうか。また、後で出てきた時には対応しますが、次に進ませていただきます。資料4と資料5について、ご質問、ご意見をお願いします。

【委員】

最初に、示方書で4箇所ではラドン濃度を測るようには変更されましたが、もし現時点で、どこで測るか想定があるのでしたら、ご説明いただくことは可能でしょうか。

【事業者】

まだ詳細な位置は確定しておりませんが、工事ヤードの敷地境界において、もともと予定しておりました北西の地点、南西の地点に加えて、北東の地点、南東の地点を加えた四隅で行うことに変更したいと考えております。

【委員】

わかりました。そうしますと、仮置きしている土については、南西の角が一番近いということ
でよろしいでしょうか。

【事業者】

そのとおりです。

【委員】

トンネルの排気については、北東の測定点でカバーできるという配置になっているのでし
ょうか。トンネルの排気の場所によっては、四隅の測定点で把握できなくなるということもあ
るのではないですか。

【事業者】

トンネルの排気は、工事ヤードの中に斜坑口を設けて、そこから換気を行うこととしており
ます。トンネルの排気が周辺の一般公衆に与える影響は、工事ヤードの四隅の地点で押えるこ
とができると考えております。

【委員】

例えば、工事ヤード北東の測定位置をトンネルの排気の南側に置いてしまうと、捕まえられ
ない可能性もあるかと思えます。

【事業者】

わかりました。そのことを踏まえ測定位置を計画いたします。

【委員】

発生土が1 Bq/g未満の管理値より低いものについても、持っていった先の処分する状態でラ
ドン濃度を測るということですか。それについては、示方書の範囲ではないので書いてないとい
うことでよろしいでしょうか。

【事業者】

今回、委員からいただいたご意見を踏まえて、事業者の見解で書かせていただいております。
土を持っていた先のラドン濃度については、発生土置き場では、発生土置き場造成後に、当該地
において大気中のラドン濃度を確認することを考えております。また、工事期間中に敷地境界に
おけるラドン濃度が管理値を超過し、その原因が仮置き場の発生土であることが明らかな場合で
かつ、発生土自体のウラン濃度は管理値以下であった場合は、土を発生土置き場に持って行っ
た後、発生土置き場の大気中のラドン濃度を確認しようと思っております。

これについては、示方書の記載内容を改めて、これから追記することを考えております。

【委員】

わかりました。資料5の3番の意見に対する事業者の見解で、積雪や水たまり等が原因で放射
線量が管理値を超えるというのは考えにくい気がします。発生土が原因でなく、ラドン濃度あ
るいは放射線量が管理値を超える原因として、ラドン濃度は自然現象の可能性が絶対には言
いきませんが、少し不自然な解説になっているので改めていただいた方がよいかと思えます。

【事業者】

わかりました。

【委員長】

発生土置き場で管理基準以下の土で問題ないと確認した場合でも、そこでラドンも測るという話ですが、流出する雨水に関してはいかがでしょうか。ラドンとは少し訳が違うかもしれませんが、ある時1回でもいいですが、測定しておくという考えはありませんか。

【事業者】

基本的には、土自体のウラン濃度を毎日測って場外の発生土置き場に持っていくことを計画しております。ウラン濃度を管理値内に納めれば問題ないと考えておりますが、実際に工事期間中に発生土やトンネル湧水のウラン濃度がどのくらいになるのかを見ながら判断していきたいと思っております。

【委員長】

わかりました。他にご意見ございますでしょうか。

【委員】

資料2の考察で実際ボーリングでのウラン濃度は、2.6～4.4ppmであり、ウラン鉱床として認められているものは84.7ppm以上とあります。したがって、ボーリングで事前探査した地下土層には、最低限のウラン鉱床と認められる土のさらに40分の1から20分の1のウランしか含まれていないこととなります。ところで、この低ウラン濃度(2.6～4.4ppm)の土による放射能強度は、0.034Bq/g～0.057Bq/gとなっています。そこで、例えば、この土1000gに対しては34Bqであり、仮に1t積み上げますと34000Bqとなります。今、掘り出したものをストックヤードに積み上げるわけですが、地下から掘り出したものを1t積み上げますと、それが34000Bq～57000Bqになる点についてはどのように考えればよいでしょうか。

ストックヤードに1日どれくらいの量を掘り出してどの程度の期間保管するのか、どのくらいの量を保管するのかと関連して、どのように考えれば良いでしょうか。

【事業者】

まず、1日あたりの発生土の量についてですが、トンネルの掘削する断面積が約100m²で1日順調にいけば約4m掘れますので、単純に地山換算で100m²×4mで400m³となります。重さに関しますと約2t/m³としますと約800tとなります。

なお、本線に到達するまでは斜坑1本を掘りますが、本線に到達した後は、東西両方向に掘っていくとご説明させていただきました。仮に1つの方向で1日あたり4m掘ると400m³ですが、東西両方向に掘るとその倍くらいとなります。仮置き場に置いたものを測定しまして、管理値を下回っていることがわかれば場外に搬出をするということを考えております。

また、量が10倍になれば、放射線の量やウランの量も10倍になるのではないかと質問ですが、実際にウランを抽出したりする場合であればそのような考えもあるのかと思いますが、今回はそのようなことをしません。放射線やラドンの放出については、重さもさることながら表面積による影響もあります。また、土の粒度が細かいところであればたくさん出る傾向にありますし、大きな塊であれば重くても細かい土に比べて出ないということがわかっておりますので、量が10倍になるから放射線量も10倍になるというわけではないと考えております。

【委員】

例えば、積み上げた時に内部の方から出た放射線は、外側に出てくる際に自身によって遮蔽されるからということを行っているのではないかと思います、発生土の管理値としてウラン濃度だけでよいのかといったところをぜひ専門的にきちんと押さえていただきたい。

【委員】

今回ボーリング調査で出てきた土壌は、1 ppmから多くて5 ppmくらいだったと思いますが、これは一般的にある土も測ればそれくらいになります。我々が普段生活している土壌のウラン238系列を測っておりますが、0.02 Bq/g～0.06 Bq/gになることはよくあります。そういった土が新たに出てきたとしても、新たな放射線源になっているとは考えません。それであれば、いくら出てきても問題ありません。ただ、それを顕著に越える高いウラン濃度の土がたくさん出てきた場合は注意が必要です。今回の場合は、仮置き場について放射線量と、ラドンはガス状で出てきますので、出てきたガス状の放射性物質の濃度を把握して、それが周りに広がっていくのがどれだけかを評価しようとしている点で、私は、今回のやり方についてはかなり合理性があると思います。ただ、1つだけ懸念していたのは、管理値で示されている1 Bq/gとなると結構ラドンが出てくることになりかねないのですが、今回の場合は、仮置き場の周りでラドン濃度を測るということで、どれだけラドンが出てくるかといったことについてもかなり把握することができます。さらに1 Bq/g以下であったとしても、それを持って行った先で再度確認しますと今回新たに示されておりますので、その点で私は合理性があると思っております。

【委員】

わかりました。ただ、先ほど言われた管理値の1 Bq/gは、資料4の4ページでは77 μ g/g、ウラン鉱床として認定される濃度が84.7 μ g/g以上となっており、このボーリングの結果から見て、そういったところは全くありませんでしたので、管理値を超えることはないと思うのですが、ボーリングのデータを見ると場所によって、浅いところでは1 ppmくらいとなっており、測定深度の深いところは、浅いところの5倍くらいの放射線を含んでいるものを掘り出すこととなります。それを平らな地面に積み上げるので、単位面積当たりの土壌表面積は大きくなります。それで、きちんと測定されるということで良いと思うのですが、全く何も起こらないはずはないのではないかと思います。

【委員長】

他に委員の方から、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

【委員】

資料5の22番のご意見に対する見解についてですが、1番と同様と見解を返されております。22番は、排出濃度だけではなく、総量と排出先での蓄積や濃縮を気にされている質問だと思えます。濃度は希釈されるから大丈夫とした1番の見解そのものは、それで結構かと思うのですが、22番の回答の見解としては、相応しくないのではないかと思います。

【事業者】

22番のご意見の水域内のある箇所ですらウランが蓄積されるような箇所はないかということについては、湧水の管理値を超過する可能性が極めて低いことから問題がないと考え、1番の見解と同様としております。

【委員】

蓄積することと、濃度には関連性があるのでしょうか。放流先で蓄積や濃縮が起ることと、放流水の濃度が低いから安全だというのは、別の問題ではないかと思えます。

【事業者】

蓄積することがないと考えております。

【委員】

それに根拠をもって示された方が良いかと思えます。あと、総量に対する回答もした方が良いかと思えます。

【事業者】

蓄積することはないと考えているので、今日はそれ以上の答えはありません。それから、総量に関してのご質問ですが、そもそも今回、管理値を設定した根拠としては、鉱山保安法の周辺監視区域の外側、即ち一般の場所での排出基準の値を管理値としておりますので、その管理値以下で流すことに関しては、その法律に基づいた管理値を守っていれば問題はないのではないかと考えました。

【委員】

濃度の基準が示される時は、排出量が考慮されたうえで規制値が決定されていると思うのですが、想定よりも非常に大量に水が出る時は、その規制値以下に濃度が収まってもよくないこともあるのではないかと思えます。

【事業者】

参考とした鉱山保安法自体に排出量の基準があったとは認識していないので、そこについては、何とも今申し上げにくいです。

【委員長】

その他には。

工事ヤードでラドンを測定する時に、900m離れた対照地で同時に測るという話でしたが、工事ヤードの工事を始める前にも測定してはどうですか。

【事業者】

敷地境界における管理については、ラドン濃度と放射線量を両方やるのですが、自然状態との比較を行います。自然状態の値をどうするか、というところなのですが、今おっしゃられたように同じ場所で違う時刻で測定するという方法と、同じ時間帯で違う場所で測定する方法と、2つの方法があるかと思えます。今回は、違う場所において同時刻帯で測定したものを自然状態での値とするということにしています。理由として、ラドンの濃度や自然放射線量の値は日変動や季節変動という変動幅が大きいということがあり、できるだけそのような要素を排除するために、違う場所において同時刻帯で測定するというにしました。同じ場所で工事着手前に測定することについては、自主的にやっていきたいと思っています。

【委員長】

その答えが聞ければ問題ないです。他、よろしいでしょうか。

【委員】

資料4の6ページの発生土の管理の図で、遮水シートで施工することについて、この他の事例として、例えば、遮水シートではなく、ベントナイト系にするとか、いろいろあるので事例としていくつか挙げられる方がよいと思います。シートについては、特に仮置きのところでは自然の状態ですと経年劣化の問題が生じてきます。

もう1点、資料4の16ページのフロー図で、現場で管理値を超過した場合については、最終的に事業者へ報告があるということになっております。途中までは現場サイドで対応するということなのですが、最初の超過した時点で、事業者へ報告が入っているという形に修正された方がよいかと思っております。

【事業者】

ご意見ありがとうございます。資料4の6ページについては、表現の仕方を考えたいと思います。最終処分時には、遮水と、線量を抑えるということの対策として、シートは一例ですので、記載を改めたいと思います。

資料4の16ページのフロー図ですが、まず上の管理値を超過という雲のマークがございますが、その下のところに異常時連絡体制表に沿って連絡と記載しています。こちらは、資料4の21ページに示しておりますが、現場サイドで管理値を超過したら、まずは当社の方に連絡が入り、さらに当社から岐阜県、瑞浪市、地元の自治会に連絡をすることを考えています。

【委員長】

仮置きの際、覆土して遮水シートをして、それでも工事ヤードの敷地境界でのラドン濃度とかの基準がクリアできなかった場合の対応というのは、どのようになっていますか。さらに覆土することになるのですか。

【事業者】

敷地境界でラドンの濃度が超過した場合というのは、まずは発生土が原因だと考えて、発生土の措置を行います。それでもなお敷地境界におけるラドン濃度が超過している場合というのは、他のところに原因があるのではないかと考えて、他のところの原因を調査したいと思っています。

【委員長】

原因を調査した後、適切な対応をとる、ということが書いてありますが、その適切な対応とは、こういったものを考えていますか。

【事業者】

例えばラドン濃度であれば、トンネルの換気によって敷地境界のラドン濃度が上がるということも想定されます。それは、原因をしっかりと調べていこうと思っているのですが、トンネルのラドン濃度を測定することにしておりますので、日々の敷地境界とトンネルの中のラドン濃度を見比べながら、原因がどこにあるかということを見ていきたいと思っております。

【委員長】

わかりました。他、何かありますでしょうか。

【委員】

資料4の9ページに、放射線量とラドン濃度を1日1回測定すると書いてあり、最寄りのコミ

ユニティセンターとの位置関係が書いてありますが、風向は1日の間に何回も変化することがありますので、もし高い濃度になった時のために、あまり丁寧な気象というものは必要ないですが、風向、風速ぐらいは測っておいた方が良いでしょう。

【事業者】

風向や風速の測定について、ご意見を踏まえて検討したいと思います。

【委員】

資料5の7ページの関係市の意見で、管理値を超過した土壌がもし出たとすると、ずっと周辺環境に影響のない状態で留めておかなければいけないので、そのことについては本当に真剣に考えていただきたい、ということをまず意見として言わせていただきます。本当に長期にそういった状態が担保できる状態ではなくてはいけない点については、是非、やり方の中で漏れがないような形でできるように考えていただきたい。

【委員長】

管理値を超えるような発生土が出る可能性はないだろうとは思いますが、もし万が一、管理値を超える発生土が出た場合、自社用地での封じ込めと書いてあるのですが、具体的な場所や方法等の案のようなものをお持ちでしょうか。

【事業者】

まさしく一番大事なところだと考えています。可能性は極めて小さいと思っていますが、ゼロではないということで、今回もこのような示方書を定めて管理することにさせていただきました。現時点で、どこが候補に挙げられているというものはございませんが、こういった問題は大切なことであり、ご意見いただきましたように真剣に考えてやりますし、当社だけで決めるということではなく、当然、専門家の先生にもご意見いただき、加えて県や市町村といった関係する機関にもきちんとして説明させていただいたうえで最終決定ということになっております。

【委員長】

わかりました。他にご意見ありますでしょうか。

【委員】

資料5の関係市の意見ですが、測定結果のデータの公表について、とても期待をしております。皆さんこのデータを知りたいと思いますので、所々に出てきました原子力機構や研究所のデータの値が載っておりますが、それとも関連をさせて比較できるような形でデータも同時にチェックできるものがあると良いと思いました。

【事業者】

測定結果については、地元の方にお示ししていくと書かせていただいておりますが、詳細なやり方については、地元の自治会や瑞浪市と相談しながら決めていきたいと思っております。

【委員長】

資料1の事業者の見解には、ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合については、県、関係市町に報告するとともに公表してまいります、と書いてあります。この場合というのは、ラドン濃度や排水の濃度とか、発生土以外の管理値も含んでいると理解してよろしいでしょうか。

【事業者】

はい。そのとおりです。

【委員長】

わかりました。あと、管理基準を超えた土が出た場合の最終処分の話になりますが、その場合には処分計画は、事前に県や関係市町村等に報告や相談しながら進めるということでしょうか。

【事業者】

はい。

【委員長】

先ほど排水の質問もありましたが、排水の基準を超えることはデータから見る限り可能性は低いと思います。また、危険な箇所は1日1回モニタリングすると書いてありますので、管理値を超えなければ何も問題ないのですが、数値がだんだん上がるといったようなことがあったときは、どういう対応になるかといったことを県や関係市町と相談することになりますか。

【事業者】

我々が定めた管理値は、法律等を参考にしておりますが、管理値を超えたから直ちに危険だということではないと思っておりますが、まず、今回定めた示方書の位置付けとしまして、管理値を超過した場合はきちんと報告するということです。超えていない場合には報告する予定はありませんが、花崗岩と土岐夾炭類層の境付近の地質を通過するところで、今まで小さい値だったのが、増えてきた時にどうするのかというご質問かと思いますが、それは管理値にどれくらい近づいたかによっても変わってくると思いますので、一概にここで相談するか、報告するかというのは、申し上げにくいかと思います。

【委員長】

わかりました。そういたしましたら、質問、意見も一通り出たようですので、これで質疑を終わらせていただき、本日の議論をまとめさせていただきます。

まずは、ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質の状況については、今回調査を行った地域の地質状況はおおむね把握されているものと受け止めております。しかしながらも今後も引き続き把握に努められたい、こういった意見がございました。

また、月吉鉱床北側の約3 km区間における発生土等の管理については、工事ヤードや発生土置き場から流出する雨水等のウランについても管理されたい。

工事ヤードの敷地境界のラドンを適切に補足できるよう測定箇所を追加されるとともに、ラドンや放射線の管理値を超過した場合に覆土等の措置を講じて管理値を超過している場合、その原因に応じて適切に対応されたい。

発生土のウラン濃度が1 Bq/g以下であっても発生土置き場に大量に敷き詰めた時のラドンの影響が明らかでないので、これについても測定していくという話でした。

本日の議論を踏まえて、委員会として意見をまとめてみますと、今後、ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質の状況把握に努めてください。その結果ウラン濃度が高い掘削土の発生が予測される場合には、速やかに報告してください。

また、発生土等の管理については、工事ヤードから流出する雨水等のウランや敷地境界のラドンの管理方法などについて修正等を要すると思われるので対応いただきたい。設定した管理値を超過するなどの場合でも、速やかに報告していただき、その対応についても報告してください。管理値を超過した発生土については、専門家の意見を踏まえ最終処分計画を定め、報告していた

だきたい。

このような感じになるかと思いますが、最終的には文章として各委員に確認いただき、合意ができましたら、意見としてまとめていきたいと思っております。

それでは、本日の審議を終了したいと思います。